

万曆十一年（一五八三）二月三十日給す

右の執照は通事蔡烜等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注（1）蔡烜 一五六六—一五八七年。喜友名通事親雲上。久米村蔡

氏（儀間家）八世。のち都通事として渡明する（『家譜（二）』二五七頁）。

1-31-26

国王尚永の、進貢のため署大夫事都通事梁応等を遣わす執照

（一五八六、九、二二）

琉球国中山王尚（永）、進貢の事の為にす。

今、特に署大夫事都通事梁応等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄六千斤を装載して京に赴き進貢す。所<sup>ト</sup>擲りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して未便なるを恐る。本府、除外に今、宙字三十号半印勅合執照を給して通事金士歴等に付し、収執して前去せしむ。沿海の処所の巡海の哨船の官軍は、印信執照に遇わば即便に放行し、阻滞し<sup>ト</sup>難して公務を遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

署大夫事都通事一員 梁応 人伴六名

使者一員 馬加度 人伴五名

通事一員 陳富 人伴二名

存留在船使者一員 菊寿 人伴二名

存留在船通事一員 金士歴 人伴二名

管船火長・直庫二名 卑加寧 万志気

梢水共に六十五名

当に貢すべきを除くの外、附搭の硫黄二千斤・馬二匹

万曆十四年（一五八六）九月二十一日給す

右の執照は通事金士歴に付し、此れに准ぜしむ

進貢の事の為にす 執照

注（1）刁難 妨害する、邪魔をする。

1-31-27

国王尚永の、進貢謝恩のため正議大夫鄭礼等を遣わす執照

（一五八七、三、五）

琉球国中山王尚（永）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官司の鄭礼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄八千斤・金結束紅漆鞘金起沙魚皮靶腰刀二把・銀結束紅漆鞘沙魚皮